歯科用バキューム機器等更新仕様書

1　件名

歯科用バキューム機器等更新

2　目的

歯科診療時に発生する唾液、血液、切削粉塵及びエアロゾル等を効率的に吸引・処理し、院内感染対策の強化並びに診療環境の改善を図るため、歯科用バキューム機器等一式を調達する。

3　納入場所

葛尾歯科診療所

4　調達内容

歯科用バキューム機器等　一式

以下の機器又は同等以上の性能を有する製品とする。

品名	数量	参考機種
歯科用コンプレッサー	1台	(株)東京技研　TCC-1.5SR　50Hz
エアドライヤー	1台	(株)東京技研　EXドライヤー
歯科用吸引装置	1台	(株)東京技研　TCS-MAX
歯科用吸引装置制御盤	1台	(株)東京技研　サクション操作盤0.75kW
バイオフィルターユニット	1台	(株)東京技研　SBF-S(MAX取付金具付き)
固液分離装置	1台	(株)東京技研　分離機（10リットル）
口腔外吸引用吸引装置	1台	(株)東京技研　TCS-DESIC-DS
口腔外吸引用吸引装置制御盤	1台	(株)東京技研　DESIC用操作盤DS(0.75kW)
フィルターボックス	1台	(株)東京技研　LD2型フィルターボックス
口腔外吸引アーム（フリーアーム型）	1台	(株)東京技研　フリーアームシーテクト-FI

5　性能要件

（1）歯科用圧縮空気供給設備

(ア)歯科用コンプレッサー

・歯科診療用圧縮空気供給設備として使用できること。

・オイルフリー方式であること。

・電源は三相200Vとすること。

・モーター出力は1.5kW以上であること。

・エアタンク容量は 55L 以上であること。
・自動ドレン排出機能を有すること。
・圧力調整機能を有すること。
・騒音値は 65dB 以下であること。

(イ)エアドライヤー
・コンプレッサーから供給される圧縮空気の除湿処理が可能であること。
・コンプレッサーと連動運転できること。
・単相 100V 電源で使用可能であること。

（２） 歯科用中央吸引設備

(ア)歯科用吸引装置
・歯科用中央吸引設備として使用可能であること。
・管理医療機器として承認又は認証を受けた製品であること。
・電源は三相 200V とすること。
・モーター出力は 0.75kW 以上であること。
・使用ユニット数は 6 台以上に対応できること。
・吸引風量は 0.7m3/min 以上であること。
・真空圧は 15kPa 以上であること。
・騒音値は 69dB 以下であること。

(イ)歯科用吸引装置
・吸引系統から排出されるミストを回収できること。
・歯科診療に伴い発生する水分を適切に除去できること。
・保守点検及び清掃が容易な構造であること。

(ウ)歯科用吸引装置制御盤
・吸引装置の運転制御が可能であること。
・電動機保護機能を有すること。
・異常警報機能を有すること。

(エ)バイオフィルターユニット
・排気中の微粒子等を除去できること。
・フィルター交換が容易な構造であること。
・中央吸引設備の排気衛生対策に対応できること。

(オ)固液分離装置
・吸引物の固液分離が可能であること。
・容量 10L 以上であること。
・点検及び清掃が容易な構造であること。

（３） 口腔外吸引設備

(ア)口腔外吸引用吸引装置

・歯科診療時に発生する飛沫及びエアロゾルを吸引できること。

・DC モーター又は同等以上の制御方式を有すること。

・運転モード切替機能を有すること。

・フィルター保守が容易な構造であること。

(イ)口腔外吸引装置制御盤

・吸引装置の運転制御が可能であること。

・電動機保護機能を有すること。

・異常警報機能を有すること。

(ウ)フィルターボックス

・口腔外吸引設備と連動し、排気中の粉塵等を捕集可能なフィルターを収納できる構造であること。

・フィルターの点検及び交換が容易に行える構造であること。

・気密性を有し、排気の漏洩を防止できる構造であること。

・口腔外吸引設備の運転風量に対応した処理能力を有すること。

・保守管理が容易な構造であること。

(エ)口腔外吸引アーム

・管理医療機器として承認又は認証を受けた製品であること。

・アーム可動範囲は 1,550㎜ 以上であること。

・診療部位近傍で飛沫及び粉塵を吸引できること。

・LED 照明機能を有すること。

・清掃又はクリーニングモード機能を有すること。

6　設置及び調整

受注者は以下を実施すること。

（１）搬入、据付、配線、配管接続及び試運転調整を行うこと。

（２）既存設備との接続に必要な部材を含むこと。

（３）据付後、正常稼働を確認し、発注者の検査を受けること。

（４）操作説明及び保守説明を実施すること。

（５）搬入及び設置に伴い発生する廃材等は受注者が適切に処理すること。

7　提出書類

契約締結後及び納入時に次の書類を提出すること。

（１）契約後

(ア)製品仕様書

（イ）設置計画書
（ウ）作業工程表
（２）納入時
（ア）完成図書
（イ）取扱説明書
（ウ）保守点検要領書
（エ）保証書
（オ）試運転報告書
（カ）納品書

8　保証期間
（１）検査合格の日から１年以上とする。
（２）保証期間中に生じた故障又は不具合については、受注者の負担により修理又は交換を行うこと。
（３）消耗品を除き、正常な使用状態で発生した故障は保証の対象とする。

9　同等品の取扱い
（１）同等品による応札を認める。
（２）同等品を提案する場合は、入札参加申請時までに同等品確認申請書兼結果通知書及び性能比較表（任意様式）を提出すること。
（３）発注者が同等以上の性能を有すると認めた場合に限り、同等品として認める。

10　その他
（１）医療機器に該当する場合は、関係法令に適合した製品であること。
（２）本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定すること。
（３）撤去した既設品の処分については別途行うものとする。